

基本設計業務委託

現在、令和13年度の開校を目指している義務教育学校の「基本設計」の業務を委託する業者を選ぶため、「公募型プロポーザル」を行っています。

「基本設計」とは

「設計図の下書き」のようなもので、学校を建てる場合で考えると「どのような学校にしたいか」「どのような施設が必要か」などを大まかに決めることです。例えばこのようなことを決めます。

- 学校の規模
- 校舎や教室の配置
- グラウンドの配置
- 駐車場の場所
- 避難経路や省エネなどの安全・衛生 など



「公募型プロポーザル」とは

単に価格が低い業者に委託するという一般的な契約方法とは異なり、価格だけではなく企画力や技術力、業務経験などを総合的に評価するとともに、業者に提案書を提出してもらい、プレゼンテーションや質疑応答を行って、より最適な業者を選定する方法です。

どのような業者を選ぶのか

高い技術力や豊富な経験のある業者の中から、「義務教育学校基本構想」などにに基づき、次のようなテーマで企画・提案を求め、町とともに意欲的に取り組むことができる最適な業者を選定します。

- 周辺環境に配慮しながら既存校舎を有効活用した学校施設整備
- 工事中の安全・学校運営への配慮
- コスト縮減と環境に配慮した学校施設整備
- 義務教育学校としての特性を十分発揮できる事項の提案



今後のスケジュール

- 6月上旬：二次審査(提案書のプレゼンテーション等)による業者の選定
- 6月中旬：契約締結

詳細は町ホームページをご覧ください

美幌町義務教育学校整備基本設計

HP 19250

【公募型プロポーザル】美幌町義務教育学校整備基本設計業務委託

更新情報

美幌町義務教育学校特設サイト

HP 9448

問 学校教育課 義務教育学校整備 G 77-6556

消費生活相談Q&A



金融機関になりすました偽メール

Q 銀行から「登録情報が流出した可能性があります。安全のためパスワード変更をお願いします」とメールが届いた。貼られたリンクをクリックすると、インターネットバンキングを利用している銀行のサイト画面が同じように出てきた。契約者番号やパスワードなど入力しても大丈夫なのか(50代女性)。

A 銀行がメールやSMSで個人情報を求めることはありません。こうしたメールには偽サイトへのリンクが含まれていて、アクセスして情報を入力すると個人情報がだましく取られます。メールに記載されたリンクをクリックしたり、問い合わせ先へ連絡したりするのはやめましょう。偽サイトは本物そっくりに作成しているため、本物と見分けるのは困難です。本物かどうか確認する場合は、普段使用しているスマートフォンのブックマークやアプリからアクセスするか、直接公式サイトから連絡するようにしてください。何かトラブルに気づいた時や、困った場合は消費生活センターにご相談ください。

消費生活のご相談は 美幌町消費生活センター
☎72-0366 (FAXも同じ番号)
月～金曜日 10時～16時(年末年始・土日祝日を除く)

地域安全ニュース



ゴミの投棄・焼却は犯罪です！

一般ごみを含む廃棄物を捨てたり、燃やして処分したりすると犯罪に該当する可能性があります。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

- 第16条 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない
- 第16条の2 何人も、(略) 廃棄物を焼却してはならない



これらに該当する可能性があり、廃棄物をみだりに捨てたり焼却したりして法律に違反した場合は5年以下の禁固刑または1千万円以下の罰金を科される可能性があります。いずれの行為も環境に悪影響を及ぼしますので、正しい方法で処分するようにしてください。

問 美幌警察署 ☎72-0110

交通安全メモ



美幌町民交通安全大会

交通事故のない安全で安心な地域社会を実現するために、「町民交通安全大会」を開催します。皆様のご参加をお待ちしています。



- 日 6月10日(水) 18:00～
- ◎ 町民会館 びぼーる

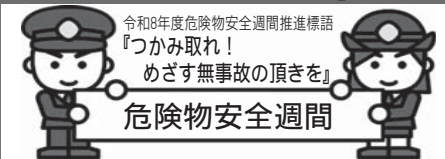
おはようコール「旗の波運動」

5月18日(月)7:30～8:00の間、各自治会・老人クラブ・団体等の参加協力により、「旗の波」運動を実施しました。617名のご参加をいただき、大変ありがとうございました。

- 令和8年度町内交通事故状況(4月末日現在累計)
- 発生件数4件(前年比-5)/死者0人(前年比±0)/傷者4人(前年比-6)
- 町内での死亡交通事故ゼロ日数 512日
- 町民による死亡交通事故ゼロ日数 141日

問 町民活動課 町民活動 G ☎77-6537

消防だより



危険物を取り扱う関係事業所をはじめ、広く町民の方々に危険物の保安に対する意識の高揚及び啓発を呼びかけるため、『危険物安全週間』を実施します。

日 6月7日(日)～13日(土)の7日間

危険物は消防法で定められているもので、一般的に次のような性質を持っているものを指します。

- 火災発生危険性が大きいもの
- 火災拡大危険性が大きいもの
- 消火の困難性が高いもの

私たちの生活で身近にある危険物としては消毒用アルコール、車の燃料(ガソリン・軽油)、ストーブの燃料(灯油)、着火剤、ヘアースプレーなどがあります。日常何気なく使用している物が危険物である可能性もあります。危険物に該当する物品には、保管や使用する際に危険物であることが分かるように、法令で表示することが定められています。

問 消防本部 G 予防・調査担当 ☎73-1308